

鳥取縣公報

昭和二十二年四月十五日 火曜日
第千八百一號

本書ノ大キサハ國定規格のA判

告示

○鳥取縣告示第四百七號

價格等取締規則第二條の規定により「ミタミン」及び「さくら館」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年四月十五日

鳥取縣知事 吉田 忠一

一、届出人住所、名稱及び氏名

西伯郡藤村政屋三二八

西伯郡本懸藤工業株式会社

大田工場長 大田 森 敏 治

二、届出品名及び價格

品名、單位、最終販賣價格

紙函入五〇瓦 三圓〇〇

紙函入八瓦 三、〇〇

○鳥取縣告示第四百八號

價格等取締規則第二條の規定により「ネジ菓子」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年四月十五日

鳥取縣知事 吉田 忠一

一、届出人、住所、名稱、氏名

鳥取市二階町三丁目三〇

鳥取縣菓子協同組合

理事長 寺崎 助

二、届出品名及價格

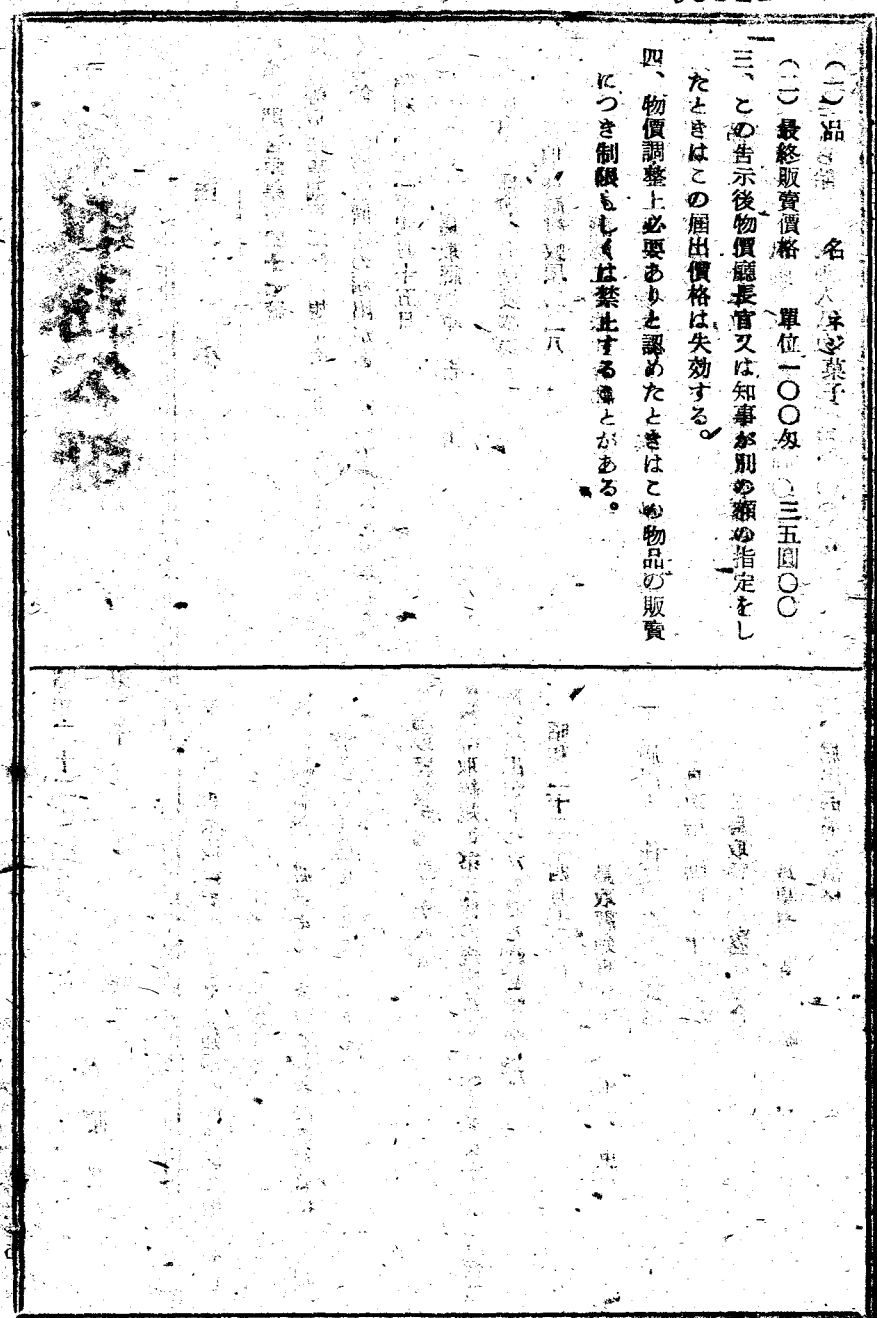
鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日及當分の日)

昭和二十二年四月十五日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00811

91800

- (一) 品名 名 入 採 菜 子
- (二) 最終販賣價格 單位一〇〇匁 三五圓〇〇
- (三) この告示後物價廳長官又は知事が別の額の指定をしたときはこの届出價格は失効する。
- (四) 物價調整上必要ありと認められたときはこの物品の販賣につき制限もしくは禁止する事がある。



昭和二十二年四月十五日印刷
昭和二十二年四月十五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町